

佐賀県歯科保健計画について

佐賀県健康福祉政策課 健康づくり・歯科保健担当

佐賀県歯科保健計画の概要

【位置づけ】

「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）」第13条第1項及び「佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例（平成22年佐賀県条例第27号）」第10条に基づき、佐賀県歯科保健計画「ヘルシースマイル佐賀21」として定める。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（抜粋）

※ 「歯科口腔保健の推進に関する法律」第12条第1項に基本的事項の策定について定められている

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

一 歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価

都道府県は、歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策について、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施のための方針、目標・計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県および市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標・計画等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標・計画等を設定する。

⇒県のプラン策定には国の計画の期間、指標、目標値の設定等を考慮する

【計画期間】

第2次佐賀県歯科保健計画：平成25年度から令和5年度までの11年間

※国が「健康日本21（第2次）」等の他の計画期間と一致させるとの方向性を示したため、1年延長

第3次佐賀県歯科保健計画：令和6年度から令和17年度までの12年間

第2次佐賀県歯科保健計画

◎10年後を見据えた目指す姿

県民一人ひとりが「かかりつけ歯科医」を持ち、専門家による健康管理を受けながら積極的にセルフケアを実践し、それを支援する環境が整うことで、予防を中心とした歯科保健医療が進んでいます。

◎基本的な方針

- ライフステージに応じた歯科保健対策の推進
乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期のライフステージごとの特性を踏まえた歯科保健対策の推進、「かかりつけ歯科医」の普及を図る。
- 支援が必要な方への歯科保健医療の推進
定期的な歯科健診や歯科医療を受けることが困難な障害（児）者・要介護者への歯科保健医療の推進、離島及びへき地における歯科保健医療サービスの確保を図る。
- 関係機関との連携による総合的な歯科保健対策の推進
関係機関と連携して総合的な歯科保健対策の推進を図る。
- 県民への情報提供
歯と口腔の健康づくりに資する情報提供を図る。

◎目標

- 全体目標
県民一人ひとりが、住み慣れた地域において、健康な笑顔とお口で長寿を享受できることを目指す。
- 具体的目標
 - ・むし歯、歯周病を減らす。
 - ・80歳で20本以上自分の歯を保てるようにする。
 - ・県民一人ひとりが、積極的に歯と口腔の健康づくりに取り組むことができる環境を整える。
 - ・県民一人ひとりが、「かかりつけ歯科医」を持つような取組を進める。
 - ・障害（児）者、高齢者、要介護者など、歯科にかかりにくい人々が歯科保健医療サービスを受けられるようにする。

3

第2次佐賀県歯科保健計画最終評価

○目標値が数値化されている指標について（達成率による評価区分）

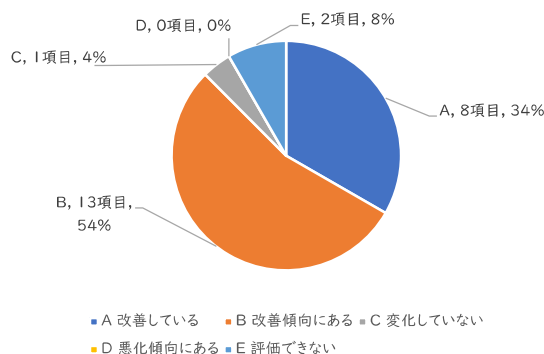
達成率	評価
80%以上	A 改善している
10%以上80%未満	B 改善傾向にある
-10%以上+10%未満	C 変化していない
-10%未満	D 悪化傾向にある、悪化している
データなし	E 評価できない

○目標値が数値化されていない指標について（改善率による評価区分）

ベースラインからの改善率	評価
+10%以上 ※改善したい方向へ改善した	B 改善傾向にある
-10%以上+10%未満	B 目標「現状維持」 改善傾向にある
-10%以上+10%未満	C 目標「増やす」「減らす」 変化していない
-10%未満 ※改善したい方向とは逆に推移した	D 悪化傾向にある、悪化している

4

第2次佐賀県歯科保健計画最終評価



◎第2次佐賀県歯科保健計画の総合的な評価

この11年間で、むし歯予防を中心とする歯科口腔保健の取組は大きく進み、県民の歯及び口腔の健康への関心が高まったことにより、総じて、歯・口腔の状態は向上していると考えられる。

次期の指標では、社会環境整備に関する取組を一層推進し、口腔の健康格差の縮小を通じて健康寿命の延伸や健康格差の縮小につながるよう、県民の口腔の健康の保持・増進に更に取り組んでいく。

第2次佐賀県歯科保健計画最終評価

各指標の最終評価 結果一覧

ライフステージ	指標	評価	データソース
乳幼児期	3歳児でのむし歯のない者の割合	B	地域保健・健康増進事業報告(R1)
	3歳児でのむし歯のない者の割合が80%以上である市町数	A	男女参画・こども局 こども家庭課調べ(R1)
	フッ化物洗口を実施している保育所・幼稚園・認定こども園の割合	A	市町歯科保健事業調査(R1)
	妊婦歯科健診を実施する市町数	B	市町歯科保健事業調査(R1)
学齢期	12歳児でのむし歯のない者の割合	A	学校保健統計調査(R1)
	12歳児の一人平均むし歯数が1.0未満である市町数	A	佐賀県教育委員会事務局 保健体育課調べ(R1)
	中学生における歯肉に炎症所見を有する者の割合	B	佐賀県教育委員会事務局 保健体育課調べ(R1)
	高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合	A	佐賀県教育委員会事務局 保健体育課調べ(R1)
成人期	40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	A	県民歯科疾患実態調査(H28)
	40歳の未処置歯を有する者の割合	B	県民歯科疾患実態調査(H28)
	40歳で喪失歯のない者の割合	B	県民歯科疾患実態調査(H28)
	成人に歯周疾患検診を実施している市町数	B	市町歯科保健事業調査(R1)
	自分の歯やロの状態に満足している者の割合	B	県民健康意識調査(R2)

第2次佐賀県歯科保健計画最終評価

各指標の最終評価 結果一覧

ライフステージ	指標	評価	データソース
高齢期	60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合	B	県民歯科疾患実態調査(H28)
	60歳の未処置歯を有する者の割合	B	県民歯科疾患実態調査(H28)
	60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合	A	県民歯科疾患実態調査(H28)
	80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合	B	県民歯科疾患実態調査(H28)
	(再掲)自分の歯や口の状態に満足している者の割合	B	県民健康意識調査(R2)
	60歳代における咀嚼良好者の割合	B	県民健康意識調査(R2)
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科健診実施率	A	県健康福祉政策課調べ(R4)
障害(児)者・要介護者	障害(児)者入所施設での定期的な歯科健診実施率	B	県健康増進課調べ(R3)
	障害(児)者の「かかりつけ歯科医」を持っている者の割合	E	県健康増進課調べ
	(再掲)介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科健診実施率	A	県健康福祉政策課調べ(R4)
かかりつけ歯科医の普及	20歳以上の「かかりつけ歯科医」を持っている者の割合	C	県民健康意識調査(R2)
	県民の「かかりつけ歯科医」を持っている者の割合	E	歯科診療所での調査
	20歳以上で過去1年間に歯科健診を受診した者の割合	B	県民健康意識調査(R2)

7

第3次佐賀県歯科保健計画スケジュール



第3次佐賀県歯科保健計画期間

2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
第3次佐賀県歯科保健計画(次期プラン)														
県民歯科疾患実態調査	第3次計画策定					県民歯科疾患実態調査	中間評価			県民歯科疾患実態調査	最終評価		第4次計画策定	
(国) 歯科疾患実態調査		(国) 歯科疾患実態調査				(国) 歯科疾患実態調査				(国) 歯科疾患実態調査				

- ・ベースライン値は従来通り、計画開始前の数値
- ・県民歯科疾患実態調査は、(国)の歯科疾患実態調査と同一年度に患者調査(R4年度と統一)で行う。
- ・(国)歯科疾患実態調査の数値は、参考値として活用。

8

第3次佐賀県歯科保健計画 目標・方針

1 笑顔とお口の健康づくりに関する全体目標

すべての県民が、自ら歯・口腔の健康保持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯にわたり必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを目指します。

2 12年後を見据えた目指す姿

県民一人ひとりが「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な健康管理を受けながら全身の健康と口腔の健康の関連を理解して積極的にセルフケアを実践し、予防を中心とした歯科保健医療が進んでいます。

3 基本的な方針

- (1) 歯・口腔に関する健康格差を縮小します
- (2) 歯科疾患を予防します
- (3) 口腔機能の獲得・維持・向上を目指します
- (4) 定期的に歯科健診歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健を推進します
- (5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境を整備します

9

歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項(第2次)「歯・口腔の健康づくりプラン」

表 3 歯・口腔の健康づくりプランにおける目標・指標の一覧

※：「健康日本21(第三次)」と重複するもの

目 標	指 標	目 標 値
第1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小		
一 歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成		
① 歯・口腔に関する健康格差の縮小	ア 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	0%
	イ 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25都道府県
	ウ 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)	5%
第2. 歯科疾患の予防		
一 う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成		
① う蝕を有する乳幼児の減少	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合(再掲)	0%
② う蝕を有する児童生徒の減少	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数(再掲)	25都道府県
③ 治療していないう蝕を有する者の減少	20歳以上における未処置歯を有する者の割合(年齢調整値)	20%
④ 根面う蝕を有する者の減少	60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合(年齢調整値)	5%
二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成		
① 歯肉に炎症所見を有する者の減少	ア 10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
	イ 20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15%
② 歯周病を有する者の減少	40歳以上における歯周炎を有する者の割合(年齢調整値)	40%
三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成		
① 歯の喪失の防止	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)(再掲)	5%
② より多くの自分の歯を有する高齢者の増加	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%
第3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上		
一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成		
① よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼良好者の割合(年齢調整値)	80%
② より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)(再掲)	5%
第4. 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健		
一 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進		
① 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	90%
② 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	50%
第5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備		
一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備		
① 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%
② PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%
二 歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備		
① 歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%
② 歯科検診の実施体制の整備	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%
三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進		
① う蝕予防の推進体制の整備	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%

10

歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項(第2次)「歯・口腔の健康づくりプラン」

表 5 歯・口腔の健康づくりプランにおける参考指標の一覧

参考指標	目標値
第2. 歯科疾患の予防	
一 一 歯の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成	
あ 3歳児でう蝕のない者の割合	95%
い 12歳児でう蝕のない者の割合	95%
二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成	
あ 20代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
い 40代における歯周炎を有する者の割合	25%
う 60代における歯周炎を有する者の割合	45%
三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成	
あ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	95%
第3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上	
一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成	
あ 60代における咀嚼良好者の割合	80%
い 80歳での咀嚼良好者の割合	70%
第5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	
一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備	
あ 市町村支援を実施している都道府県数	47都道府県
い 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(歯科口腔保健計画を含む)を策定している市町村の割合	100%
三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進	
あ 乳幼児期におけるフッ化物塗布に関する事業を実施している市町村の割合	80%
い 学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合	60%
う 歯周病に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
え 口腔機能の育成に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
お 口腔機能低下対策に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
か 障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
き 要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
く 在宅等で生活等する障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
け 在宅等で生活等する要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
こ 医科歯科連携に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県

第3次佐賀県歯科保健計画(指標なしの事項)

◎ 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項

歯科専門職の人材の確保及び資質の向上を図るため、県において、市町、医療保険者、地域の歯科医師会・歯科衛生士会・歯科技工士会・医師会・薬剤師会・栄養士会等の歯科口腔保健に係る職能団体(以下、「職能団体」という。)等の関係団体と連携しつつ、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることに努めます。

◎ 調査及び研究に関する基本的な事項

県は、各種統計等を基に、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用します。さらに、県は、得られた情報を歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供するよう努めます。

◎ その他歯科口腔保健の推進に関する事項

○ 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項

「さが健康維新県民運動」とも連携して行っていきます。さらに、歯科口腔保健の一層の推進を図るため、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」をスローガンとして取り組んできた「8020(ハチマルニイマル)運動」や6月4日から10日まで実施されている「歯と口の健康週間」等を活用していきます。

○ 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

県においては、歯科口腔保健を担当する職員だけでなく、歯科専門職、医療専門職、福祉関係者、地域保健担当者、学校保健担当者、産業保健関係者等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要があります。

○ 大規模災害時の歯科口腔保健活動に関する事項

また、県においては、大規模災害時に必要な歯科保健サービスを提供できる体制構築に平時から努める必要があり、災害時に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握する人材の育成に努めるとともに、地域の職能団体等の関係団体と連携するように努めます。

○ 離島及びへき地における歯科保健医療の確保に関する事項

玄海諸島は、県の西北部に位置する玄界灘に点在する7島(加唐島・松島・馬渡島・向島・高島・神集島・小川島)があり、各島には歯科診療所はありません。このため 唐津市と連携し、対応します。